⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

別紙様式第十六号の十八備考3記載上の注意1㉓㈡中「及び再保険返戻金」を「、再保険返戻金及びその他再保険収入」に改め、同様式備考を次のように改める。

第４　中間キャッシュ・フロー計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）

（単位：千円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料収入 再保険による収入 保険金等支払による支出 解約返戻金等支払による支出 再保険料支払による支出 事業費の支出 その他 小計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 保険業法第113条繰延資産の取得による支出 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は少額短期保険業者のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

4　「事業費の支出」は、「現金主義に基づく事業費の支出の合計金額」から、投資活動によるキャッシュ・フローの「保険業法第113条繰延資産の取得による支出」を控除した金額である。

5　相互会社にあっては、「契約者配当金の支払額」、「株式の発行による収入」、「自己株式の取得による支出」及び「配当金の支払額」を、それぞれ「社員配当金の支払額」、「基金の募集による収入」、「基金の償却による支出」及び「基金利息の支払額」に改めて記載すること。

（間接法により表示する場合）

（単位：千円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（△は損失） 減価償却費 保険業法第113条繰延資産償却費 支払備金の増加額（△は減少） 責任準備金の増加額（△は減少） 契約者配当準備金繰入額 退職給付引当金の増加額（△は減少） 役員退職慰労引当金の増加額（△は減少） 価格変動準備金の増加額（△は減少） 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 為替差損益（△は益） 有形固定資産関係損益（△は益） 代理店貸の増加額（△は増加）	